パブリック・コメントの募集

**新座市教育大綱（素案）について**

**皆さんの御意見を募集します**

**１　策定の趣旨**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成２７年４月から教育委員会の制度が変わりました（別添補足資料「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」参照）。

これにより各自治体は、首長と教育委員会で構成する総合教育会議での協議を経て、教育行政が目指す方向性を明確にするため、教育、生涯学習、スポーツ、学術及び文化の総合的な施策の方針について定める教育に関する大綱を策定することとされています。

そこで、新座市においても市長と教育委員会で構成する新座市総合教育会議での協議を踏まえ、新座市教育大綱（以下「大綱」という。）を策定するものです。

**２　主な内容**

　**　基本理念**

**【**はぐくもう　豊かな心　～だれもが自分らしく幸せに生きるために～**】**

大綱では、年代や性別などの置かれた境遇にかかわらず、だれもがそれぞれの個性に応じて自分らしく、幸せに生きていくためには、知識の習得や体力の向上を図ることも大切ですが、それ以上に一人一人の価値観の中で、趣味を堪能し、自然の美しさに感動し、生命を尊び相手を思いやるといった“豊かな心”をはぐくむことが重要であるという考えに立っています。

新座市は、高い都市機能を有する一方で、自然・歴史・文化などの地域資源に恵まれています。また、連帯と協働の精神に基づき、家庭や地域が一体となって子どもたちを見守り育てるといった意識の高いまちです。

このような市の特長をこれまで以上に教育行政に反映し、市民一人一人の豊かな心をはぐくんでいくことを目指して、「はぐくもう　豊かな心　～だれもが自分らしく幸せに生きるために～」を基本理念として掲げています。

　**　基本目標**

　　　目標１　家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

　　　目標２　生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

　　　目標３　心豊かで健全な青少年の育成の推進

目標４　生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実と地域の歴史・伝統・

文化の継承

目標５　教育施設の整備・充実の推進

**１　意見提出期間**

８月１０日（月）から同月３１日（月）まで

**２　公表方法**

公表する資料は、市の企画課、情報公開総合窓口、にいざほっとぷらざ、各公民館・コミュニティセンター及び市ホームページ（http://www.city.niiza.lg.jp/）で御覧いただけます（各施設の休館日は除きます。）。

**３　意見の提出方法**

企画課への書面による提出、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により、平成２７年８月３１日（月）（郵送の場合は消印有効）までに提出してください。

　　**【　郵　　送　】**

〒３５２－８６２３　新座市野火止１－１－１新座市役所　企画課

**【ファクシミリ】**

０４８－４７９－２２２６

**【 電子メール 】**

市のホームページの「パブリック・コメント」のページから送信してください。

なお、意見を提出できる方は、次のとおりです。

◆　本市に在住又は在勤在学の方

◆　本市に事務所、事業所を有する法人など

◆　本市に納税義務を有する方

◆　本提案に利害関係を有する方

**４　意見提出の際の留意事項**

　提出に当たって使用する言語は、日本語とします。提出に当たっては、提出される方の住所・氏名（法人などの場合は主たる事務所の所在地・名称及び代表者の氏名）を記入してください。

これらの記載がない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

**５　提出された意見の公表**

　提出していただいた意見とそれに対する市の考え方については、簡潔にまとめて公表します。

なお、提出していただいた方の住所・氏名は公表しません。

**６　問合せ先**

新座市役所　企画課（℡０４８－４７７－１７８２（直通））

**■　公表資料**

　①　新座市教育大綱（素案）

②　補足資料「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」